

新十津川町観光PRキャラクターの着ぐるみの貸出しに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新十津川町（以下「町」という。）の観光PRキャラクターである、とつかわこめぞー（以下「こめぞー」という。）の着ぐるみ（附属品を含む。以下「着ぐるみ」という。）の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの申請)

第2条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、貸出しを受けようとする日の3月前から14日前までに、新十津川町観光PRキャラクター着ぐるみ貸出承認申請書（別記様式第1号）を、新十津川町観光協会（以下「観光協会」という。）の会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(貸出しの承認)

第3条 会長は、前条に規定する申請があった場合は、貸出しの可否について、新十津川町観光PRキャラクター着ぐるみ貸出（承認・不承認）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、会長は、当該貸出しの内容が次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの貸出しを承認しない。

- (1) 町の観光PRに資するものと認められないとき。
- (2) 町、観光協会又はこめぞーの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 営利を目的として使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (6) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (7) 第7条第1項の規定により貸出しの承認の取消し等を受けた者で、その取消し等を受けた日から1年を経過していないとき。
- (8) その他会長が着ぐるみの貸出しについて不適當であると認めたとき。

2 会長は、着ぐるみの貸出しを承認する場合において、必要な条件を付することができる。

(貸出期間)

第4条 着ぐるみの貸出期間は、原則として5日以内とする。

(使用料)

第5条 着ぐるみの貸出しに係る料金は、無料とする。ただし、着ぐるみの運搬に要する費用については、第3条第1項本文の規定により貸出しの承認を受けた者（以下「借受者」という。）の負担とする。

(遵守事項)

第6条 借受者は、着ぐるみの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 承認を受けた内容に従い使用すること。

- (3) 町、観光協会又はこめぞ一の品位を傷つけるような方法により使用しないこと。
- (4) 法令又は公序良俗に反しないこと。
- (5) 営利を目的として使用しないこと。
- (6) 取扱説明書に従って使用すること。
- (7) 雨天時は、屋外では使用しないこと。
- (8) 火気及び危険物の周辺で使用しないこと。
- (9) 着ぐるみを装着する者（以下「装着者」という。）のほか、介助者を必ず1名以上付けること。
- (10) 着ぐるみの着脱は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
- (11) 装着者は、その装着中に発声しないこと。
- (12) 炎天下において使用する場合その他装着者に危険が及ぶことが予想される場合には、その対処を十分に行うこと。
- (13) 着ぐるみの着脱方法及び装着時の動き方については、事前に観光協会事務局員から講習を受けること。
- (14) 着ぐるみの搬出及び搬入は、借受者が行うこと。
- (15) 貸出期間を遵守すること。
- (16) その他会長が付した条件に従って使用すること。

（貸出しの承認の取消し）

第7条 会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱その他これに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸出しの承認を受けたとき。
- (3) 第3条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) その他会長が必要と認めたととき。

2 前項の規定による取消しにより借受者に損害が生じても、観光協会は、その損害の責めを負わない。ただし、同項第4号の規定による取消しの場合で借受者に正当な理由があるときは、この限りでない。

3 会長は、第1項の規定により承認の取消しをしたときは、新十津川町観光PRキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書（別記様式第3号）により使用者に通知するものとする。

（原状回復及び損害賠償）

第8条 借受者は、着ぐるみを破損し、又は汚損したときは、借受者の責任と負担により修理、クリーニングその他必要な措置を講じ、原状に復さなければならない。この場合において、修理等による原状回復が困難である場合は、借受者は、会長の定める損害を賠償しなければならない。

（使用に関する事故の処理）

第9条 借受者による着ぐるみの使用に関し生じた事故については、当該借受者の責任において処理しなければならない。

（損害等の責任）

第10条 着ぐるみの使用により、借受者が被った損害又は借受者が第三者に与えた損害については、借受者の責めに帰するものとし、観光協会は、一切の責めを負わない。

(返還)

第11条 借受者は、着ぐるみの使用を終えたとき、又は着ぐるみの貸出期間を経過したときは、新十津川町観光PRキャラクター着ぐるみ返還届（別記様式第4号）を提出するとともに、着ぐるみを会長に返還しなければならない。

2 前項の場合において、借受者は、着ぐるみの使用状況を確認することができる写真を添付しなければならない。

(適用除外)

第12条 この要綱は、着ぐるみを活用したイベント等への参加について観光協会から業務の委託を受けている者については、適用しない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。